

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人 社会的養育地域支援ネットワーク
代表 橋本 達昌/李 炯植

1. 設立年月日：令和6年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容：

「こどもの想いを真ん中に、みんなで手をつなぎ、愛と知恵でこどもを育もう」
行政と民間が手を取り合い、こどもと家族を支える新しい仕組みを築いていきます。



しやちネット

(1) 活動目的・内容

- ・行政と民間のよりよい連携
- ・質の高いこども家庭ソーシャルワークの実現

(2) 活動内容

- ・研究発表会・シンポジウム・ワークショップ等の開催
- ・支援実務者に対する研修、コンサルティング、支援プログラムの提供
- ・社会的養育の推進に関する調査研究、行政等への政策提言
- ・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 活動実績

- ・こども家庭庁「特定妊産婦等支援機関ネットワーク形成事業」の実施(令和8年度)
- ・こどもの居場所運営事業者向け基礎講座の実施(令和7・8年度)
- ・セーフガーディング研修の実施(令和7年度)
- ・全国フォーラム「子どもWEEKEND」(日本財団主催)の共催(令和7年度)
- ・全国フォーラム「FLECフォーラム+」(全国家庭養護推進ネットワーク主催)の共催(令和7年度)
- ・日本インクルージョン協議会(代表 柏女霊峰)の設置運営 など

3. 会員数：138会員(82団体、56個人、令和8年5月末時点)

4. 法人代表：橋本達昌(社会的養育総合支援センター一陽 統括所長)

李炯植(認定NPO法人Learning for All 代表理事)

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. ケアニーズの高い子どもと家族のウェルビーイングのための支援【視点1 視点4】

・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、強度行動障害、医療的ケア、多面的な家族支援を必要とする子ども、また不登校等により日中活動の場が保障されない子どもなど、ケアニーズの高い子どもを受け入れ、継続的に支援できる事業所が少なく、**障害の重い子どもの受入れ困難が深刻化**しているため、**特に放課後等デイサービスにおいては、抜本的な制度の見直しが必要である。**

・また、現行制度では、ケアニーズの高いケースに対する制度的な報酬措置が不十分であり、**障害の重い子どもの対応**や、家族支援に積極的に取り組む事業所ほど、**人的・経済的な負担が大きくなっている。**

・地域社会とのつながりの希薄化が課題となっている現在、**障害のある子どもを育てる家庭は孤立**しやすく、過度な養育負担や虐待リスクが増大する傾向がある。このため、**子どもと家族を地域全体で包括的に支える体制整備が必要である。**特に人生の早期である乳幼児期の親子丸ごと支援が大切である。

・報酬体系については、「ケアニーズ」や「支援密度」に応じた重点配分へ転換するために、**個別サポート加算Ⅰ・Ⅱや家族支援加算を充実させ**、障害の重い子どもや医療的ケア児への対応、行動面で困難さの大きい子どもへの支援、養育者への支援を適切に評価できる仕組みへ見直すべきである。

2. インクルージョンの推進【視点1 視点4 視点6】

・現行制度では、障害のある子どもが在籍する障害福祉サービス、保育所、学校、放課後児童クラブ、地域の居場所等の間で、連携・接続や役割分担が十分に構築されていない。その結果、障害のある子どもと家族に対する地域全体での支援体制が十分に機能しておらず、**支援の縦割り化や障害福祉サービスへの過度な依存と困り込み**を招いている。

・こうした課題に対応するため、今後の障害児支援は、専門性を地域へ展開し、地域の多様な子ども関係者や資源と連携しながら**インクルーシブな支援体制づくりが重要**である。インクルーシブな場で困り感の高い家族を支えるためには、**保育所等訪問支援や関係機関連携加算、家族支援加算等アウトリーチ支援について強化を図る**必要があり、支援先の対象を、子ども食堂や居場所事業、習い事等のインフォーマルな地域資源にも拡充し報酬の充実が求められる。

・また、**子ども・子育て施策との連携・連動を強化するため、保育分野における療育支援加算等との連携・連動した取り組みを報酬上評価**し、障害児支援と保育施策の一体的な運用を促進する。

・さらに、**放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等との協働や一体的運営**、地域の居場所との連携等、多様なモデルを制度上明確に位置づけ、地域のインクルージョン支援体制を推進すべきである。

・インクルーシブな支援体制への転換を全国的に推進するためには、保育・幼児教育・障害児支援等の各分野が参画する**「インクルーシブネットワーク事業」を創設**し、好事例の共有、人材育成及び地域支援体制の構築を進めることが必要である。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

3.子どもと家族の暮らしを創る相談支援 【視点4 視点5 視点6】

- ・障害児相談支援は、サービス利用を前提とした計画作成業務に偏重しており、家族の孤立、虐待リスク、不登校、愛着形成の課題、貧困等の複合的課題に対する伴走型支援機能が十分とは言えない。
- ・また、子ども期に必要な支援が「サービス調整」に限定されやすく、予防的・包括的な家族支援や、地域とのつながりを支える機能が十分に発揮されていない。
- ・このため、障害児相談支援については、**単なるサービス調整機能にとどまらず、子どもの育ちと家族の暮らしを地域全体で支える伴走型・予防型の地域支援機能**へ再構築していく必要がある。
- ・その際、子ども家庭センター、保育所、学校、社会的養護施設等との連携を推進するとともに、家族全体をアセスメントし、継続的な伴走支援を担う専門職として、**子ども家庭SWの配置**を推進することが望ましい。
- ・さらに、現在、**児童発達支援センター等に配置されている中核機能を担う職員についても、子ども家庭SWの専門性を評価**すべきである。

4.人材育成について 【視点1 視点2】

- ・児童発達支援管理責任者研修については、サービス管理責任者研修との一体的な実施を見直し、今後施行される**障害児支援人材育成研修に位置付けられたリーダー研修を基軸とした、障害児支援に特化した人材育成体系へ再編**することを求める。
- ・障害児支援分野では、専門職不足や地域偏在、特に地方部では、OT・PT・ST、心理職、看護師等の確保が困難となっているため、柔軟な運用が必要である。
- ・また、現行制度では、**資格保有や職種要件が評価の中心となっており、地域支援の実績や経験の蓄積、多職種連携を通じて培われる実践的専門性が十分に評価されていない**。
- ・このため、**児童指導員加配加算、専門的支援体制加算等について、地域支援実績や経験年数、多機関連携等、チームアプローチの観点から事業所全体の支援体制を適切に評価できる仕組みへ見直し**を行う必要がある。
- ・子どもを産み、育てていくことを大切にしている子ども家庭庁においては、**産休・育休取得時における児童発達支援管理責任者の減算措置の見直しをお願いしたい**。
- ・今後施行される障害児支援人材育成研修については、現場の体制整備を図り、必要な職員が円滑に受講できる環境を整えていただきたい。**適切な研修運用を実施した事業所に対しては、各段階に応じたインセンティブ付与等を含めた評価の仕組みを検討すべきである**。

5. 障害児入所の在り方について 【視点1 視点4 視点6】

- ・障害児入所施設には、複雑かつ高度な支援を必要とする子どもが多く入所しており、障害福祉と社会的養護機能を担う重要な役割を果たしている。
- ・措置・契約の運用が自治体ごとに異なり、公的責任の在り方が不明確となっている。
- ・一方で、地域資源不足により遠方入所が生じ、家族との関係維持や地域とのつながりの継続が困難となっている。
- ・子ども家庭庁の検討会では、**「子どもホーム(仮称)」の創設やサテライトの推進が提案されているが、家庭的環境の実現と専門的支援機能の両立が不可欠である**。そのため、社会福祉法人等の一定の運営基盤を有する事業者を基本とするとともに、必要な人員配置基準やバックアップ**施設機能を整備し、施設整備に係る優先的な財政支援**を講じるべきである。
- ・障害児入所施設については、**地域生活支援、一時保護、短期入所、レスパイト、親子支援等を担う地域セーフティネット機能として位置付け**、その役割を適切に評価する必要がある。

1. ケアニーズの高い子どもと家族のウェルビーイングのための支援

「行き場のない子ども」を生まないための重点化への転換について

【意見・提案を行う背景・論拠】

- ・障害福祉サービス等の総費用額は増加を続けており、特に児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、利用児童数及び事業所数が大幅に増加している。
- ・一方で、強度行動障害、医療的ケア、多面的な家族支援を必要とする子どもなど、ケアニーズの高い子どもや、障害の重い子どもに対応できる事業所は不足しており、地域によっては受入れが困難な状況が生じている。
- ・また、不登校、愛着形成上の課題、虐待リスク、家族機能の低下、貧困等を背景として、日中の居場所や継続的な支援につながりにくい子どもが増加している。
- ・障害のある子どもを育てる家庭では、家族の孤立、養育負担の増大、虐待リスクの高まり、学校や地域とのつながりの希薄化などの課題が生じやすく、子どもへの支援とあわせて家族支援の充実が求められている。
- ・しかし、現行の報酬体系では、個別対応、少人数支援、行動支援、医療的ケア、保護者支援、関係機関との連携等に要する実際の支援負担や専門性が十分に評価されていない。そのため、ケアニーズの高い子どもや家族を積極的に支援する事業所ほど、人的・経済的負担が大きくなる構造となっている。
- ・ケアニーズの高い子どもや家族への支援を持続可能なものとする観点から、実態に即した報酬体系への抜本的な見直しが必要である。

【意見・提案の内容】

- ・基本報酬については、「ケアニーズ」「支援密度」「家族支援ニーズ」等を適切に反映した重点配分型へ転換するとともに、一律的な評価ではなく、地域における重度ケースの受入れ機能や専門的支援機能を維持・確保できるよう、持続可能性を踏まえた制度設計を行うべきである。【視点1】【視点4】
- ・個別サポート加算Ⅰについては、ケアニーズの高い子どもや、強度行動障害、医療的ケアを必要とする子どもへの支援に係る専門性や支援負担を適切に評価できるよう、対象範囲及び評価内容の拡充を図るべきである。【視点1】【視点4】
- ・個別サポート加算Ⅱについては、要支援・要保護児童等への支援を評価する重要な加算であるが、実際の現場では、電話相談、保護者との継続的な調整、学校や関係機関との連携、家族の孤立防止に向けた働きかけなど、多くの伴走型支援が十分に評価されていない。そのため、要支援・要保護児童への支援に限定するのではなく、養育支援ニーズや家族支援ニーズを有する子ども・家庭に対する継続的かつ包括的な支援についても適切に評価できる仕組みを検討すべきである。【視点4】
- ・家族支援加算については、子どもの育ちを支える基盤として家族支援を位置付け、虐待予防、養育支援、家族の孤立防止等の観点から、予防的・包括的な支援を適切に評価できる仕組みへと発展させるべきである。【視点1】【視点4】

2.インクルージョンの推進 「地域で親子を支える」インクルーシブ支援体制への転換について

【意見・提案を行う背景・論拠】

- ・現行制度では、障害のあるこどもが障害福祉サービス、保育所、学校、放課後児童クラブ、地域の居場所等を利用していても、他施策との連携・接続や役割分担が十分に構築されておらず、地域全体でこどもと家族を支える視点が不十分である。
- ・その結果、支援が障害福祉サービスに過度に集中し、障害児支援への依存や困り込みを招きやすい構造となっている。
- ・インクルージョンの推進は、障害の有無にかかわらず、こどもたちが地域の中でともに育ち、ともに互いを理解し合う機会を保障するものであり、地域共生社会の実現に不可欠である。また、人口減少が進む中、限られた人的資源を地域全体で活かしながら支援力を高める観点からも重要であり、多様な人々が互いを認め合い、それぞれの力を発揮できる社会の形成を通じて、ウェルビーイングの向上と持続可能な社会・経済の発展にもつながる。

【意見・提案の内容】

- ・関係機関連携加算については、月1回の算定に限定するのではなく、保育所、学校、放課後児童クラブ、こども家庭センター等との継続的かつ実践的な連携を適切に評価できる仕組みへ見直すべきである。また、連携先の対象をこども食堂や居場所事業、習い事等のインフォーマルな地域資源にも拡充する必要があると考える。【視点4】【視点6】
- ・保育所等訪問支援事業については、地域におけるインクルージョン推進を担う重要な機能として位置づけ、実施体制の充実や専門人材確保を図る観点から、基本報酬の抜本的な見直しを行うべきである。【視点1】【視点4】【視点6】
- ・家族支援加算については、地域で親子を支える観点から、保護者支援、地域とのつながりづくり、虐待予防等を含めた包括的な家族支援を適切に評価できる仕組みへ拡充すべきである。特に、保護者の希望による日常的かつ継続的な電話相談支援等について、現行制度では評価されておらず、事業所経営を圧迫している実態を踏まえ、実態に即した見直しを行うべきである。【視点4】【視点6】
- ・また、放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等との協働や一体的運営、地域の居場所との連携等、多様なモデルを制度上明確に位置づけ、地域のインクルージョン支援体制を推進すべきである。【視点4】【視点6】
- ・インクルーシブな支援体制への転換を全国的に推進するためには、保育・幼児教育・障害児支援等の各分野が参画する「インクルーシブネットワーク事業」を創設し、好事例の共有、人材育成及び地域支援体制の構築を進めることが必要である。【視点4】【視点6】
- ・インクルージョン推進に当たっては、保育、教育、放課後児童クラブ、福祉、医療等の関係機関が、自治体レベルで継続的に協議・連携できる場を整備することが不可欠である。【視点4】【視点6】

3.こどもと家族の暮らしを創る相談支援 「相談」から「伴走型ソーシャルワーク」への転換について

【意見・提案を行う背景・論拠】

- ・障害児相談支援は、サービス利用を前提とした計画作成業務に偏重しており、こどもや家族に対する伴走支援や、地域資源とのつながりを支える機能が十分に果たされていない。
- ・しかし、こどもの時期における相談支援は、単なる「相談」や「ケースマネジメント」のみでは支えきれない実態がある。
- ・こどもの行動の背景には、家族の孤立、虐待リスク、愛着形成上の課題、障害特性のあるこどもへの子育ての困難さ、貧困、不登校、学校や地域との関係性の希薄化等、複合的な課題が存在している。
- ・また、障害のあるこどもを育てる家庭は、地域から孤立しやすく、子育て不安や養育困難が深刻化しやすい状況にある。そのため、障害児相談支援には、家族全体を支える視点が不可欠である。
- ・一方、現行制度では、相談支援が「サービスにつなぐこと」を中心とした仕組みとなっており、こどもの育ちと家族の暮らしを地域全体で支えるソーシャルワーク機能を十分発揮できる制度となっていない。
- ・特に、障害児支援と、こども家庭センター、社会的養護、学校等との接続が十分ではなく、予防的・包括的な家族支援につながりにくい状況がある。

【意見・提案の内容】

- ・障害児相談支援については、単なるサービス調整機能にとどまらず、こどもの育ちと家族の暮らしを地域全体で支える「伴走型ソーシャルワーク機能」へ転換すべきである。その際、こども家庭センター、保育所、学校、社会的養護施設等との連携を推進するとともに、家族全体をアセスメントし、継続的な伴走支援を担う専門職として、こども家庭SWの配置を推進することが望ましい。【視点4】【視点5】【視点6】
- ・また、相談支援において、虐待予防、養育支援、不登校支援、地域移行支援、家族の孤立防止等を含めた予防的・包括的支援を適切に評価できる仕組みを検討すべきである。【視点4】【視点5】【視点6】
- ・さらに、現在、児童発達支援センター等に配置されている中核機能を担う職員についても、こども家庭SWの専門性を評価すべきである。【視点6】

4.人材育成について 「地域を支える専門人材」を育てる制度への転換について

【意見・提案を行う背景・論拠】

- ・障害児支援分野では、専門職不足、地域偏在、特に地方部では、OT・PT・ST、心理職、看護師等の確保が困難である。
- ・また、現行制度では、資格保有や職種要件が評価の中心となっており、地域支援の実績や経験の蓄積、多職種連携を通じて培われる実践的専門性が十分に評価されていない。
- ・さらに、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算等については、保育士・児童指導員の経験年数が評価対象となっている一方で、OT・PT・ST等については、経験年数や地域支援実績等が十分に評価されておらず、専門職間で評価体系に差異が生じている。専門職として実践経験や地域支援機能を適切に評価できる仕組みが必要である。
- ・児童発達支援管理責任者については、事業所間での引き抜きが課題となっていることに加え、現在のサビ・児管研修の内容では障害児支援の専門性が十分に担保されていないとの指摘も現場から聞かれることから、制度そのものの見直しが必要な時期に来ていると考える。加えて、現場では、研修受講時の人員不足、記録・加算管理等の事務負担、産休・育休取得時の配置維持負担等が大きく、特に小規模事業所においては、運営継続や人材育成の大きな負担となっている。

【意見・提案の内容】

- ・児童発達支援管理責任者研修については、サービス管理責任者研修との一体的な実施を見直し、障害児支援人材育成研修に位置付けられたリーダー研修を基軸とした、障害児支援に特化した人材育成体系へ再編することを求める。
- ・児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算については、保育士・児童指導員のみならず、OT・PT・ST等についても、一定の経験年数や地域支援実績、多職種連携等、チームアプローチの観点から事業所全体の支援体制を踏まえた評価を検討すべきである。【視点2】
- ・中核機能強化加算(Ⅰ)については、地域支援機能の持続性を担保できるよう、常勤換算への柔軟化、非常勤人材の活用、巡回型配置、地域共同配置等を認める仕組みへ見直すべきである。【視点2】
- ・保育士については、単なる配置職員としてではなく、インクルーシブ支援や地域生活支援、家族支援を担う専門職として、その専門性や地域支援機能を適切に評価すべきである。【視点1】【視点2】
- ・こどもを産み育てていくことを大切にしているこども家庭庁においては、産休・育休取得時における児童発達支援管理責任者等の配置基準について、減算の見直しを含め、一定期間の経過措置、代替配置を可能とするなど、現場の実態を踏まえた柔軟な運用を認めるべきである。【視点2】
- ・令和9年度から実施が予定されている、障害児支援における国の標準カリキュラムを実施する仕組みは、人材育成・専門性向上の観点から極めて重要である。一方で、研修参加時の人員不足によって現場運営に支障が生じないよう、研修受講時の配置基準緩和等を検討すべきである。また、適切に研修運用を実施した事業所に対しては、各段階においてインセンティブ付与等を含めた評価の仕組みを検討すべきである。【視点2】

5. 障害児入所の在り方について 「地域で暮らし続けられる障害児支援体制」への拡充について

【意見・提案を行う背景・論拠】

- ・障害児入所施設には、強度行動障害児、医療的ケア児、重症心身障害児、被虐待児等、多様かつ高度な支援ニーズを有するこどもが入所している。
- ・特に措置入所児童については、虐待や養育困難等を背景とするケースも多く、障害児入所施設は障害福祉サービスとしての機能に加え、社会的養護機能を担う重要な役割を果たしている。
- ・一方で、地域に受入資源が不足していることから遠方から入所となるケースも多く、家族との関係維持や地域とのつながりの継続が困難となる場合がある。
- ・こども家庭庁「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、こどもの意思尊重を中心に据え、家庭的な環境の中で愛着形成を保障することを目的として、「こどもホーム(仮称)」の創設や地域小規模化の方向性が示されている。
- ・しかし、対象となるこどもには、強度行動障害や医療的ケアの必要性、被虐待経験等を有する場合も多いため、単なる小規模化にとどまらず、十分な支援体制を確保しなければならない。

【意見・提案の内容】

- ・障害の有無に関わらず、家庭で暮らすことが困難なこどもについては、公的責任による社会的養護として支援を保障することを明確化し、措置・契約の運用について全国統一的な整理を行うべきである。【視点1】【視点6】
- ・障害児入所施設については、入所支援のみならず、地域における予防的・包括的な家族支援を推進する観点から、一時保護、短期入所、レスパイト、親子支援、地域支援等を担う地域のセーフティネット機能として位置付け、その役割を報酬上適切に評価すべきである。【視点4】【視点6】
- ・今後検討されている「こどもホーム(仮称)」については、家庭的環境と専門的支援の両立を基本とし、同居型、シフト勤務型、混合型など、地域の実情に応じた柔軟な運営を可能とすべきである。一方で、支援の質と安全性を確保するため、運営主体については障害児支援を10年以上実施している事業者を基本とするなど、一定の経験と専門性を要件とすべきである。【視点1】【視点4】
- ・こどもホーム(仮称)及び地域小規模拠点の整備に当たっては、既存の障害児入所施設等をバックアップ施設として位置付け、地域の関係機関と連携し、緊急受入れ、医療的ケア児・肢体不自由児の受入れ、人材育成、専門支援を担う体制を制度化すべきである。【視点1】【視点4】
- ・地域小規模化及び地域移行を推進するための建物整備補助、サテライト整備支援、一時保護機能整備、短期入所機能強化等に係る財政支援の充実を図るとともに、必要な人員配置措置についても講ずるべきである。【視点1】【視点4】

現場で工夫している事例について

【事例1】 地域とつながるインクルーシブ支援について(視点4・視点6関係)

・保育所や放課後児童クラブでの集団参加が難しかったこどもに対し、児童発達支援センターの中核機能や地域療育支援事業における施設支援・巡回訪問、保育所等訪問支援を活用しながら、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、学校、放課後児童クラブ等が継続的に連携し、支援を行った。その結果、こどもは保育所等において安心して過ごせるようになり、発達や良好な育ちが促進されるとともに、集団活動への参加機会が増加した。また、友達との関わりが広がり、共に育ち合う関係が形成された。さらに、施設職員への助言や支援を通じて、こどもへの理解が深まり、特性に応じた適切で肯定的な関わりが増えた。その結果、こどもが保育所等の大切な一員として受け入れられる機会が増加し、こども同士の相互理解や共生的な育ちにつながった。

【事例2】 家族支援と伴走型相談支援について(視点5・視点6関係)

・養育不安や孤立感を抱える家庭に対し、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、学校、こども家庭センター、ショートステイ、居宅介護事業所等が継続的に連携し、電話相談や家庭訪問を含む伴走型支援を実施した。その結果、保護者の養育負担や孤立感の軽減につながり、保護者が周囲を信頼し、必要なときに支援を求められる関係性が構築された。また、家庭生活や地域生活の安定につながり、安心して子育てを継続できる状態へと回復した。さらに、支援を通じて事業所や関係機関相互の連携が深まり、地域全体でこどもと家族を支えるネットワークの強化につながった。加えて、保護者同士のピアサポートやピアカウンセリングは、保護者のエンパワメントや自己肯定感の向上につながり、孤立予防や継続的な地域参加を促進する効果がみられた。

【事例3】 地域支援型モデルについて(視点1・視点4関係)

・市町村を中心として、児童発達支援センター、保育所、学校、放課後児童クラブ、医療機関等の関係機関が定期的に集まり、地域の課題を共有する場を設けた。それにより地域のこどもや家族の状況に応じて連携し、地域で幅広くこどもと家族を支える仕組みが構築できた。

【事例4】 日常的な家族支援と地域につなぐ伴走支援について(視点5・視点6関係)

・現場では、サービス提供開始前から丁寧な聞き取りとアセスメントを行い、その内容に基づいて保護者との電話相談や日常的な相談支援を継続的に実施している。こうした支援は、子育て不安への対応、学校との関係調整、家庭内の困りごとの解消などを支える重要な家族支援の機能となっている。さらに、学校との調整や地域資源とのつながりづくりを進めることで、こどもと家族が地域の中で孤立することなく、安心して暮らし続けられる支援体制の構築につながっている。

【事例5】 地域と連携した家族支援(視点4・視点5・視点6関係)

【保育所等との連携による支援事例】・保育所において、行き渋りや行動調整の難しさ、集団活動への参加に課題がみられたこどもが児童発達支援の利用につながった。保育所から保健師及び児童発達支援事業所へ情報共有を行い、関係機関が連携してアセスメントを実施した。その結果、こどもの行動や発達面の課題だけでなく、背景にある家族の子育ての困難さや生活上の課題を共有し、関係機関が共通の支援方針のもとで支援を進めることができた。さらに、保育所等訪問支援を活用しながら、専門的な支援を保育所生活の中に取り入れるとともに、家族に対しても関係機関が連携して生活支援や相談支援を実施した。その結果、家族の生活リズムが整い、こどもの行動調整や情緒面の安定が図られ、集団活動への参加状況の改善につながった。

【不登校児童への支援事例】・小中学校への登校が難しい不登校のこどもに対して、放課後等デイサービスが朝から受入れを行い、安心して過ごせる居場所を提供した。こどものウェルビーイングを中心に据え、一人ひとりの状況に応じた学習支援や体験活動、人との良好な関係づくりを継続的に行った。その結果、こども自身が自己肯定感や自信を回復し、再登校や高校進学につながる事例がみられた。また、学校復帰のみを目的とするのではなく、社会性や生活力を育むことで、その後の就労や社会参加につながり、社会人として活躍している事例もみられる。これらの事例は、障害児支援事業所が療育機能だけでなく、家族支援や地域支援、多機関連携の拠点として重要な役割を果たしていることを示している。